

18 渡良瀬漁業協同組合内共第 24 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

別紙 3

- 1 漁業権者の住所及び名称  
足利市常見町 623 番地 4  
渡良瀬漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第 24 号
- 3 遊漁規則施行の日  
令和 6（2024）年 1 月 1 日
- 4 認可した遊漁規則

（目的）

第 1 条 この規則は、渡良瀬漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 24 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、かじか及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項から第 3 項に基づく遊漁料を同条第 5 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第 3 条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣、投網、たも網又は掛釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間内であれば、これをしてはならない。

漁具及び漁法	区 域		期 間
掛釣	渡良瀬川	足利市田中町地先田中橋から下流佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋に至る区域	9 月 1 日から 10 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する期間
投網	1 渡良瀬川	足利市田中町地先田中橋から下流佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋に至る区域	9 月 1 日から 10 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する期間
		佐野市高橋町地先高橋大橋から下流の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日
	2 菊沢川、才川及び出流川	全区域	同上
	3 矢場川	足利市瑞穂野町地先落合橋から上流の区域	同上
4 秋山川		佐野市水木町岩鼻橋から佐野市牧町地先不動橋までの区域	9 月 1 日から 10 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する期間

		佐野市牧町地先不動橋から下流の区域	1月1日から12月31日
	5 旗川	佐野市白岩町稲村橋から佐野市長谷場町地先木戸橋の区域	9月1日から10月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
		佐野市長谷場町地先木戸橋から下流の区域	1月1日から12月31日

3 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表に掲げる区域においては、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

区 域
1 足利市小俣町地先桐生川合流点から下流田中町地先田中橋に至る渡良瀬川及びその支流（足利市小俣町地先大前葉鹿用水堰までの桐生川）
2 佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋から下流佐野市高橋町地先高橋大橋に至る渡良瀬川
3 足利市野田町地先矢場川水門から上流足利市瑞穂野町地先落合橋に至る矢場川
4 足利市寺岡町地先寺並橋から下流足利市寺岡町地先上堰に至る旗川
5 佐野市水木町地先岩鼻橋から上流の秋山川
6 佐野市白岩町地先稲村橋から上流の旗川及びその支流（小戸川全域）
7 佐野市飛駒町地内保良橋から上流の彦間川及びその支流（沢西川及び黒沢東川）
8 足利市名草町地内江保地橋から上流の名草川
9 足利市小俣町地内石尊山入口叶花橋から上流の小俣川及びその支流（荒倉沢川）

4 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる魚種を採捕しようとする場合において、同表の右欄に定める漁具及び漁法以外のものを用いてはならない。

魚 種	漁 具 及 び 漁 法
さくらます・やまめ及びいわな	竿釣

5 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの

6 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	制 限
竿釣	3本以内

7 餌釣によってあゆを採捕してはならない。

8 第2項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。  
(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月15日から11月30日までの間で組合が定めて公示する期間
さくらます・やまめ及びいわな	3月1日から9月19日までの間で組合が定めて公示する期間
かじか	4月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。  
(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の中欄に掲げる漁具及び漁法を用いてする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	漁具及び漁法	期 間
渡良瀬川 佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋から上流桐生川合流点に至る区域	全ての漁具及び漁法	組合が定めて公示する期間

越名新堀	佐野市高山町地内越名新堀暗渠から上流願成寺橋に至る区域	投網	1月1日から12月31日まで
秋山川	佐野市牧町地内不動橋から上流の全域	全ての漁具及び漁法	組合が定めて公示する期間
	前沢川、栃橋沢川、栃木沢川、大倉沢川及び足倉沢川の区域	同上	1月1日から12月31日まで
旗川	佐野市長谷場町地内木戸橋から上流の全域（大戸川及び小戸川を含む。）	同上	組合が定めて公示する期間
彦間川	佐野市飛駒町地内保良橋から上流の全域（沢西川及び黒沢東川を含む。）	同上	同上
松田川	松田川ダム湛水区域（通称まつだ湖）	同上	同上

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。  
（全長制限）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

魚 種	漁 具 及 び 漁 法	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	1 竿釣、投網、たも網又は掛釣	1年	14,000円	—
	2 竿釣、投網、たも網又は掛釣	1日	4,000円	1,000円
	3 竿釣及びたも網	1年	12,000円	—
	4 竿釣及びたも網	1日	3,000円	1,000円
溪流魚	1 竿釣	1年	9,000円	—
	2 竿釣	1日	1,800円	1,800円
にじます	1 竿釣	冬期	7,000円	—
	1 竿釣	冬期の1日	2,000円	2,000円
雑魚	1 竿釣	1年	7,000円	—
	2 竿釣	1日	1,000円	400円
	3 投網	1日	3,000円	1,000円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは全魚種からあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、にじます及びいわなを除いた魚種をいう。

注2 にじますを対象とした遊漁の冬期とは、10月1日から2月末日までの間で組合が定めて公示する期間とする。

注3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

満18歳以下の者	無料
女性及び障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、あゆ、さくらます・やまめ、にじます、いわな又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、 特設釣場を 除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、 にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

（遊漁承認証に関する事項）

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子及び腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された渡良瀬漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。